

## 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案の概要

### 第1 改正の趣旨

定款認証については、未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）において、「株式会社の設立手続に関し、一定の条件の下、本年度中にテレビ電話等による定款認証を可能」とすることとされた。これに基づき、平成31年3月5日、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号。以下「省令」という。）を改正し（平成31年法務省令第4号。平成31年3月29日施行。）一定の条件の下でテレビ電話等による定款認証を可能にしたところであるが、今般、起業環境向上のためテレビ電話等の利用を更に促進する観点から、その利用を認める対象を拡大することとし、所要の整備を行うものである。

### 第2 内容

定款認証において、嘱託人が公証人の面前で行う行為は、「嘱託をするために指定公証人に対し提供しなければならない情報であって認証を受けようとする情報と併せて提供しなければならないものが電気通信回線により指定公証人に送信して提供されている場合」には、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」（テレビ電話等）により行うことができることとされている（省令第9条第7項）。

これは、添付書類の提出も含めて嘱託がオンラインでされている事件を対象にテレビ電話等の利用を認めることにより、全てオンラインで手続を行うことを可能にするものである。

他方で、現段階では、個人に電子署名の利用が広まっていないこともあり、委任状の提出が必要な場合に、電子署名の付された委任状をオンラインで提出することが困難であるという現状もある。

そこで、省令第9条第7項を改正し、より広く、「嘱託人の申立てがあり、指定公証人が相当と認める時」にテレビ電話等の利用を認めることとする。これにより、委任状の提出が必要な場合には、電子署名の付された委任状がオンラインで提出されているときに加え、委任状及び印鑑証明書が郵送されており、テレビ電話等を利用する時点で原本確認が可能な場合にも、テレビ電話等の利用が可能になる。

### 3. 施行期日

令和2年7月6日から施行する予定である。